

新型コロナウイルス感染症に伴う離職理由の特例が終了します

新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「2類相当」から「5類」に移行する方針が令和5年1月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定されました。

本方針の決定を受けて、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から離職した場合に特定受給資格者となる特例や、新型コロナウイルスの影響で事業所の休業やシフトが減少したこと等によって離職した場合に特定理由離職者となる特例について、令和5年5月7日を以て終了します。

詳細は以下をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から離職した場合の特例

現行の特例（令和5年5月7日まで）

本人の職場で感染者が発生したこと又は本人若しくは同居の家族が基礎疾患を有すること等、妊娠中であること若しくは高齢であることを理由に、**感染拡大防止や重症化防止の観点から自己都合離職した場合、特定受給資格者**となり、基本手当の所定給付日数が手厚くなる場合があります。



令和5年5月8日以降に離職した方

特例の終了に伴い、**特定受給資格者には該当しなくなります。**

※傷病等による離職や、妊娠、出産、育児による離職の場合、特定理由離職者となる場合があります。詳細は最寄りのハローワークにお尋ねください

新型コロナウイルスの影響で事業所の休業やシフトが減少したこと等によって離職した場合の特例

現行の特例（令和5年5月7日まで）

新型コロナウイルスの影響で事業所の休業が継続した場合やシフトが減少した場合において、**概ね1ヶ月以上、労働時間が週20時間を下回った又は下回ることが明らかになったことにより離職した場合、特定理由離職者**となり、給付制限期間がなくなる場合があります。



令和5年5月8日以降に離職した方

特例の終了に伴い、**特定理由離職者には該当しなくなります。**

■ お問い合わせ先 ■

最寄りのハローワーク（公共職業安定所）※裏面参照



ハローワーク(公共職業安定所)一覧表

ハローワーク (公共職業安定所)	所在地 (郵便番号)	電話番号	管轄区域
水戸	〒310-8509 水戸市水府町1573-1	029 (231) 6221	水戸市、ひたちなか市、那珂市、 茨城町、大洗町、城里町、東海村
(笠間)	〒309-1613 笠間市石井2026-1	0296 (72) 0252	笠間市
日立	〒317-0063 日立市若葉町2-6-2	0294 (21) 6441	日立市
筑西	〒308-0821 筑西市成田628-1	0296 (22) 2188	筑西市、結城市、桜川市
(下妻)	〒304-0067 下妻市下妻乙124-2	0296 (43) 3737	下妻市、八千代町
土浦	〒300-0805 土浦市穴塚1838	029 (822) 5124	土浦市、つくば市 かずみがうら市、阿見町
古河	〒306-0011 古河市東3-7-23	0280 (32) 0461	古河市、境町、五霞町
常総	〒303-0034 常総市水海道天満町4798	0297 (22) 8609	常総市、守谷市、坂東市 つくばみらい市
石岡	〒315-0037 石岡市東石岡5-7-40	0299 (26) 8141	石岡市、小美玉市
常陸大宮	〒319-2255 常陸大宮市野中町3083-1	0295 (52) 3185	常陸大宮市、大子町 常陸太田市
龍ヶ崎	〒301-0041 龍ヶ崎市若柴町1229-1	0297 (60) 2727	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、稲敷市、 利根町、河内町、美浦村
高萩	〒318-0033 高萩市本町4-8-5	0293 (22) 2549	高萩市、北茨城市
常陸鹿嶋	〒314-0031 鹿嶋市宮中1995-1	0299 (83) 2318	鹿嶋市、潮来市、神栖市、 行方市、鉾田市